

人間ドック利用のご案内

人間ドックを希望される方は、下記要領にてご利用できます。

人間ドックを受診した場合は、定期健康診断及び特定健診を受診したとみなされます。

1. 利用できる人 被保険者 および 被扶養者（年齢制限はありません）
注）健康診断・特定健診を受けた方は、人間ドックの利用はできません。
2. 利用機関 ①健保連の契約機関および ②全国の人間ドック実施機関
3. 利用方法 ①利用者が直接人間ドック実施機関へ連絡し予約
健保組合へ『人間ドック利用申込書』を提出
健保組合から「人間ドック利用券」を交付 ⇒ 受診
②利用者が直接人間ドック実施機関へ連絡し予約
4. 利用期間 **毎年度 4月1日 ～ 2月末日までの受診** / 年度1回
5. 費用負担 被保険者：一律 25,000 円の健保補助＋福祉会補助（加入者）
被扶養者：基本料金より健保補助金 25,000 円を引いた差額を自己負担
※脳ドック等オプション検査分については、全額自己負担となります。
6. 支払い等 ①「人間ドック利用券」を提出し、窓口支払が無かった場合
受診当日に「人間ドック利用券」を提示すれば、個人による窓口支払いの必要はありません。（注：オプション検査分は自己負担となります。）
被扶養者へは、後日健保補助を引いた自己負担金額を請求致しますので、振込にてお支払いください。（※ 振込手数料は、個人負担となります。）
注）人間ドック代金が 45,000 円以上の場合、個人負担が発生します。
この場合は、事業所経由で請求させていただきます。
② 窓口で利用料を全額支払った場合
・支払った分の領収書 ・ 受診結果（原本）・40 才以上の方で結果に問診が記載されていなければ問診表を添付の上、『人間ドック補助金申請書』を提出して下さい。後日、所属事業所を通じて補助金（25,000 円）を支給します。
7. その他 特定健診・特定保健指導制度により、受診機関から健診結果を当健保組合でも受領しますが、個人データは健康増進や保健指導以外には使用いたしません。
8. ご注意 ☆**被保険者で福祉会加入者は福祉会への申請も忘れずに提出すること。**
☆人間ドックのオプションで受けられるがん検診（乳がん、子宮がん等）は市町村（がん）検診料補助の対象とはなりません。またオプションのみでは人間ドック補助の対象とはなりません。

※契約の有無により人間ドック利用券を使用できない機関もあります。

この場合は、当日 窓口で利用料をお支払いください。

（右記②参照）